



社名が公表される企業信用格付け制度 『中国納税信用管理制度』が本格化

中国ニュースレター / 2018年6月

2018年4月、上海市税務総局より納税信用力Aランクの約7万社の企業名が公表されました。同リストには、中国国内企業に加え、多くの外資系、日系企業が名を連ねています。

http://www.tax.sh.gov.cn/pub/xxgk/ssgg/201804/t20180419_438253.html

納税信用管理制度は、2014年公布の『納税信用管理弁法』第18条に規定されるA～Dランクに加え、2018年4月の8号公告（关于納税信用评价有关事项的公告）にて追加されたMランク（主に新設法人で点数70点以上の企業に該当）によりA、B、M、C、Dのランクで企業の納税状況（納税額も加味）を格付けしています。2014年より開始された同制度で3年連続Aランクに格付けされた場合、税務局で専用窓口を活用できる、申告資料の添付チェックが寛容になる等の他、入札や融資の場面でも優遇されることが予想されます。

一方で、第20条にはDランク評価の具体的な内容が示されており、脱税や税金逃れ、輸出増値税の不正還付、追徴税の不納付、発票の不正発行、暴力や威嚇による納税の拒絶、虚偽の申告による優遇政策の享受等を行った場合等が該当します。

本制度によるランクはAランクから段階的に公表され、今後は誰でも入手可能になることが予定されていることから、ランクが低い場合は、取引先から信用リスクが高いと判断され正常な取引が困難になる等法人経営全体に影響を及ぼす可

能性があります。

山西省の2018年の統計では、前年の11.61万社から範囲が拡大され、45.58万社を対象として評価を行った結果、Aランクが1.05万社（2.3%）、Bランクが14.52万社（31.85%）、Mランクが22.19万社（48.7%）、他約8万社がCランク以下であったと報告されています。（山西日報2018年5月18日）

中国では個人を対象にした芝麻信用（セサミ・クレジット）が普及し、ビッグデータを活用し信用リスクを数値化する動きが急速に進んでいます。取引先や従業員雇用の信用リスクを軽減すると共に、自らの信用が数値化され公表されることを念頭に置き、中国ビジネスを行うことが肝要です。

ご質問やご要望がございましたら、お気軽にお問い合わせください。



コンタクト

UHY東京監査法人

出口美紀 - 研究員

Email: miki.deguchi@uhy-tokyo.or.jp

〒107-0052 東京都港区赤坂7-3-37 プラース・カナダ3F

Tel: +81 3 5410 1391 / Fax: +81 3 5410 2474

Website : www.uhy-tokyo.or.jp

